

# 柏崎市社会福祉協議会非常勤職員募集要項

社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会では、次のとおり非常勤職員（看護師）を募集します。

## 1 受付期間 随時受付けています。

市販の履歴書に必要事項を記入（顔写真添付）し、本会総務課までご提出ください。受付時間は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前9時から午後5時まで

## 2 採用職種、採用予定数、受験資格等

職 種	採用人数	受 験 資 格
非常勤職員 地域包括支援センター 一保健師・看護師	2名	学歴不問・年齢不問 ・保健師又は看護師（准看護師不可）

※上記資格の他、普通自動車免許（AT限定可）を有する方。

## 3 申込資格

勤務地へ通勤可能な方で受験資格を満たす方。ただし、下記のいずれかに該当する方は、受験できません

- (1) 被後見人及び被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処され、その執行を終るまで又は執行を受けることがなくなるまでの方
- (3) 日本国憲法制定の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

## 4 勤務地及び業務内容

柏崎市西地域包括支援センターあかさかやま（柏崎市赤坂町4番56号 赤坂山デイサービスセンター内）

（変更の範囲：当会が運営する全ての勤務地（柏崎市内））

## 5 業務内容

地域包括支援センターにおける保健師・看護師業務（高齢者の介護予防に関する相談業務・ケアプランの作成等）

（変更の範囲：当会が行う全ての業務）

## 6 試験日時及び試験場所

日 時 履歴書提出後、概ね10日以内に面接日をお知らせします。

場 所 柏崎市豊町3番59号 柏崎市総合福祉センター 0257-22-1411

方 法 面 接

## 7 合格者の決定及び採用日

採用試験の可否については、面接日から概ね10日以内に、電話または郵送にて通知します。

採用日については相談の上決定。

## 8 給 与 等

- (1) 給 与 時給 1, 4 5 0 円
- (2) 手 当 雇用契約職員に関する細則に基づき、通勤手当等を支給します
- (3) 賞 与 在職期間により、年1回支給します（雇用契約職員に関する細則に基づき、支給額を決定します。）
- (4) 雇用期間 採用日から令和8年3月31日まで（契約満了時の業務量、勤務成績等による更新の可能性あり。）
- (5) 勤務時間 1日5～7時間、週4日～5日の勤務とし、始業・終業時間は午前8時30分から午後5時30分までの間で相談に応じます（週20時間以上の勤務）。
- (6) 休 日 日曜日及び土曜日、祝日、12月29日から1月3日
- (7) 休 暇 年次有給休暇のほか、リフレッシュ休暇（3日）、療養休暇、忌引休暇等の特別休暇があります。
- (8) その他 社会保険（健康保険、厚生年金、雇用保険）加入あり、退職金制度加入あり（週30時間以上勤務の場合）、育児休業制度、介護休業制度があります。詳細は、本会雇用契約職員の細則によります。

## 9 受験手続

### (1) 申込方法

市販の履歴書に所要事項を記入し、写真（上半身、脱帽、正面向、縦4cm、横3cm、過去3か月以内）1枚貼付（裏面に撮影年月日・氏名記入のこと）、保健師又は看護師の資格証の写しを添付して、社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会総務課に直接持参するか、郵送してください。

### (2) 記入の注意等

- ア 記載は、全て黒ボールペン等を用いてください。
- イ 数字は、全て算用数字を用いてください。
- ウ 記載事項に不正があると採用資格を失うことがあります。
- エ 郵送で履歴書を提出する場合は、簡易書留等確実な方法を取ってください。

## 10 その他

職場見学、職場訪問を受け入れます。希望する方は、下記まで連絡ください。

## 11 照会・送付先等

御不明な点がありましたら、下記まで連絡ください。

社会福祉法人柏崎市社会福祉協議会

〒945-0045 柏崎市豊町3番59号 柏崎市総合福祉センター内

TEL (0257) 22-1411 (担当：総務課 松原・野澤)